

最高裁秘書第4198号

平成30年10月19日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

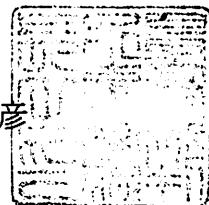
諮問番号 平成30年度（最情） 諒問第48号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年10月16日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成30年10月16日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書の全部が本当に法5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

70期二回試験に関する司法修習生考試受験票のひな形

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年9月19日付で、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「70期二回試験に関する司法修習生考試受験票のひな形」については、「平成28年度（第70期）司法修習生考試における受験票書式」と整理した。受験票は司法修習生考試会場における応試者確認のための重要な書面で

あり、同書式が明らかになると、偽造等が容易となり、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上を踏まえ、受験票書式は、全体として行政機関情報公開法第5条第6号柱書及び同号イに定める不開示情報に相当することから、不開示とした。

イ よって、本件対象文書を不開示とした原判断は相当である。